

再 評 価 書

事業名	一般国道260号南島バイパス		事業区分	道路事業	室名	道路整備室 (伊勢建設事務所)
事業概要	工 期	H4年度～H29年度	全体事業費 (下段：前回)	5,500百万円 (負担率：国 5.5、県 4.5)		
	(下段：前回)	H4年度～H27年度		5,500百万円 (負担率：国 5.5、県 4.5)		
事業目的及び内容						
<p>■当該路線の状況</p> <p>一般国道260号は、志摩市を起点として、南伊勢町・大紀町を經由し、北牟婁郡紀北町に至る延長約11.4kmの幹線道路です。</p> <p>当該路線は、熊野灘沿岸地域を連絡する唯一の道路であり、沿線地域の産業や地域間の交流に寄与するとともに、大規模災害の発生時には、避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧等の広範な応急活動に利用される『緊急輸送道路』に指定されています。</p> <p>しかし、本事業区間は幅員狭小・葛折れ区間であり、特に槌柄浦集落内は普通車でも対向ができない未改良区間であり、信号処理による交互通行（通称：3分間信号）を余儀なくされています。</p> <p>■事業目的</p> <p>幅員狭小や線形不良の区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を図るとともに、緊急輸送道路としての機能の強化を図ります。</p> <p>■事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画期間 26年間（平成4年度～平成29年度） ・全体事業費 5,500百万円（工事費：4,610百万円、用地費：890百万円） ・計画延長 L=3,470m（起点）度会郡南伊勢町道方～（終点）度会郡南伊勢町東宮 ・幅員 W=6.0(11.0)m ・主要構造物 トンネル 2本 						
事業主体の再評価結果						
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成18年度に再評価を実施後、一定期間（5年）が経過し、事業継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条（3）に基づき再評価を行いました。</p>						
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>2-1 事業の進捗状況</p> <p>①平成22年度末の事業進捗率は、74%（工事70%、用地95%）となっています。</p> <p>②これまでに、1,780mを整備し、1,100mを供用しています。</p> <p>③用地取得に期間を要していることから、完了予定年度を平成29年度としました。</p> <p>2-2 今後の見込み</p> <p>平成29年度の全線供用に向け事業を推進します。</p>						
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>当該路線は、行政機能を分担する旧各町役場を結ぶ唯一の幹線道路であり、緊急輸送道路の指定を受けていることなどから、当該事業の必要性に変化はありません。</p>						

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4-1 費用対効果分析

○事業区間全体の費用対効果分析の結果は、

走行時間短縮便益 93億円

走行経費減少便益 6億円

交通事故減少便益 1億円

総便益 100億円

総費用 63億円

費用便益比は「1.6」となります。

○通行車両1台・1km当りの換算コスト 22円/台・km

4-2 その他の効果

○地場産業への支援

当地域の主要産業である水産業において、県下一の水揚げを誇る奈屋浦漁港より運搬する大型活魚車が迂回を余儀なくされています。整備により当バイパスを利用しての搬送が可能になると、走行距離の短縮や通行料金の縮減などにより、輸送コストの削減や魚の着荷状態が良くなり魚価も上がるなど、地場産業への支援につながります。

○住民の安心安全の確保

当バイパスを整備すると、信号による交互通行区間の解消など走行時間が短縮されるとともに、安全で円滑な通行が確保されるため、1分1秒を争う救急救命時における時間短縮と走行の安定性が図られ、住民の安心安全の確保につながります。

○防災機能の確保

現道は、津波による浸水被害などの危険性を有しており、山側へのバイパスの整備により、津波等の被災時の救助や復旧支援に寄与するとともに、地域住民の緊急避難地としての機能が期待されます。

4-3 地元の意向

当区間は小学校や南島メディカルセンターが位置する地域の要所ですが、幅員狭小等により大変な不便を強いられており、地域として早期供用を強く要望されています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

トンネル照明は、最新の照明器具を導入し、建設コスト・維持コストの縮減を図ります。

5-2 代替案

事業の進捗状況や周辺の地形・土地利用状況から、代替案はありません。

再 評 価 の 経 緯

当事業は、平成4年度に事業着手し、これまでに平成13年度、平成18年度に再評価を実施しています。

平成18年度の再評価において、事業の妥当性が認められたことから事業継続を了承されています。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。

位置図

